ハラスメント相談窓口に ご相談ください。

相談者および関連する人のプライバシーを尊重し、秘密を厳守して、解決に向けて取り組みます。

- ○相談者の了解を得ずに相談した内容が部外者に漏れることはありません。
- ○ハラスメントかどうか分からない場合でも相談してもかまいません。
- ○友だちと一緒でも結構です。
- ○相談にきたことであなたが不利益をこうむること はありません。
- ○相談窓口以外でも、話しやすい先生や職員のところ に相談にいってもかまいません。

プライバシーは完全に守られます。 安心してご相談ください。

[相談と対応の流れ]

相談者

ハラスメントではないかと 悩んだら、相談してください。

相談・助言

相談者のフォロー。必要に応じて、 相談者の同意の上

ハラスメント防止委員長・副委員長 あるいはハラスメント防止委員会に報告。

調整*1 申立て

ハラスメント防止委員長 副委員長

ハラスメント防止

相談者の保護のための対応や 問題解決の方法を検討。

ハラスメント 防止委員 *²

相談員

ハラスメント調査会

□頭助言または当事者話合い

調査 ハラスメントを解決するため に必要な調査や策を行う。

対象者

対象者

*¹調整: 当事者双方の主張を公平な立場で調整し、問題解決を図る 手続きのこと。助言や当事者間話合い(希望時)などを行う。

 $*^2$ ハラスメント防止委員:委員長が指名するハラスメント防止委員1名

なお、本人の承諾なしにハラスメント防止委員会に 報告することは一切ありません。

ハラスメント 相談窓口

気軽に 相談して ください!

◆ハラスメント相談窓□教職員

ハラスメント相談窓口担当の教職員名は、下記の大学のホームページや学生掲示板、教育棟西館掲示板に掲載しています。

(URL:http://www.kobe-ccn.ac.jp/current_student/)

心理カウンセラーが心理相談も行っていますので、 ひとりで抱え込まずに相談してください。

〔相談方法〕

- ○直接、相談窓口の先生の部屋に行く。
- ○メールや手紙などで相談する。 などの方法があります。







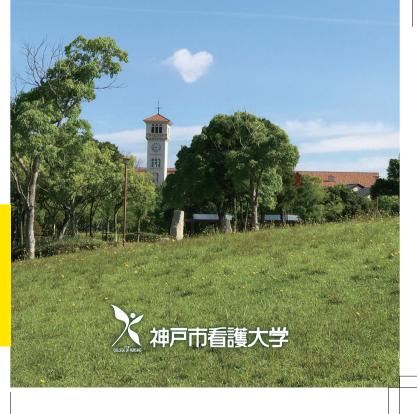
セクシュアル・ハラスメント(DVなども含む)については、神戸市男女共同参画センター(あすてっぷ KOBE)や兵庫県立男女共同参画センター(イーブン)の学外相談窓口もあります。

学内では相談しにくい場合には、こちらも利用して ください。

2024年2月改訂

キャンパスでの

ハラスメントの 防止に向けて



ハラスメントとは

ハラスメントとは、不適切な言動により、相手に不快感や不利益を与え、人権を侵害することをいいます。 キャンパスにおける主なハラスメントには、以下のようなものがあります。

カデミック・ハラスメ

教員等がその優位な立場を利用して、相手の意に反する不適切な発言や行為を行い、学生や他の教員に対して、教育研究上、嫌がらせをすることをいいます。

- ○学生が求めても、授業を受けさせない、すべき研究 指導をしない。
- ○就職や進学の妨害をする。
- ○不当に多い課題を到底不可能な短期間にこなして 提出するよう指示する。

ハワー・ハラスメ

教職員がその地位や権限を利用して、不適切な発言や行為を行い、他の教職員に対して、職場において嫌がらせをすることをいいます。

- ○上下関係や権限を用い、暴言を吐いたり、暴行をする。
- ○仲間外れにしたり、特定の者だけを不当に排除する。
- ○業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じたり、仕事を与えない。
- ○指導や注意の範囲を超えて、人格を傷つける発言を する

セクシュアル

相手の意に反する性的な発言や行為により、相手に 不快な思いをさせる言動をいいます。

- ○成績の評価や就職の世話などを条件に性的な要求 をする。
- ○必要もないのに手を握る、体を触る。
- ○お酒の席などで隣に座らせたり、お酌を強要したり、 カラオケでデュエットを強要する。
- ○性的経験や異性関係を話すことを強要する。
- ○肉体的特徴、服装、化粧などについてからかったり、 いやみをいう。

その出

マタニティ・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント など

ハラスメントのない 環境を作っていくために

ハラスメントの 被害を受けたら



加害者とならないために

ごく軽い気持ちでの言動が、相手にとって苦痛となることもあります。相手の立場や気持ちを考えて、自分の言動を振り返ってみましょう。もし相手が嫌がっていることに気がついたら、すぐに止め、繰り返したり押し付けたりしないようにしましょう。

ハラスメントと思われる場面を目撃したら

誰でも相手の意に反する言動を無意識にせよ、行ってしまうことがあります。このような言動を行わないように自覚するとともに、周りにいる人が率直に注意できる環境をつくりましょう。

- ○見て見ぬふりは、ハラスメントに加担していることに もなりかねません。もし、可能であればその場で注 意しましょう。
- ○被害にあった人の話を聴いてあげて、「被害にあった のはあなたのせいではない」と伝えましょう。
- ○被害にあった人が、どうしたいのかを尋ねましょう。 あなたが証人になることもできますし、必要に応じて、 ハラスメント相談窓口に行くように勧めたり、同行する こともできます。





いやだな、おかしいな、不快だなと思ったら

不快だと思うあなたの気持ちを、できればその場で相手に伝えましょう。早めに、率直に、はっきりと相手に伝えることがハラスメント防止につながります。

被害にあったのは決してあなたのせいではありません。

拒否することが容易でない場合や、注意しても相手がその行為を止めないとき、相手があなたにとって不利益な行動にでるときは、ひとりで解決しようと思わずに、信頼できる人、あるいは、ハラスメント相談窓口に相談してください。

- ○いつ、どこで、何があったか、何をされたかなど、 なるべく詳細な記録をとっておくことが大切です。 正確な記録は、迅速な解決に役立ちます。
- ○脅迫や不快な内容の E メール、電話や FAX などがあった場合も、記録をとっておくことが大切です。
- ○事態が深刻にならないうちに、ハラスメント相談 窓口に相談してください。